

別紙 13 ミャンマー拠点のない日系法律事務所を対象としたヒアリング調査の結果

1. 法律事務所

(1) 事務所の概要

中国を中心に、アジア地域への海外展開を専門とする事務所である。ミャンマー法務は、現在 1 名が担当している。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

現在は、年に数件程度である。日本企業が全てである。

イ 案件の内容

進出・投資時の法令調査が主である。不動産関連の法令調査や業種規制の調査、その他外国投資法の基本的条項の問い合わせ等である。大きなプロジェクトに関わったことはなく、拠点のない事務所の限界かもしれない。

製造業関係が強く、金融関係は携わってこなかったため、金融関係の案件は手掛けない可能性がある。

(3) 業務の進め方

現在のところ、ミャンマーの法律事務所等に外注したことはない。法律レベルでの情報開示は進んでおり、インターネットが利用できれば、法律自体へのアクセスは悪くないという印象である。

当職（担当の日本弁護士）は、ミャンマー語を習得しており、辞書を駆使しながらではあるものの、現地語の法令をそのまま読み解くことができる。したがって、現時点においては、外注して調査をする必要性が生じていない。

なお、ミャンマー語については、日本でミャンマー語の先生について習得した。似ている言語と考えたタイ語と並行して学んだが、実際には大きく異なる言語であり、習得には苦労した。

(4) 法令の調査方法

ビルマ法典と官報、2010 年下半期以降については、大統領府のウェブサイト

に出ている新法で確認している。

調査を試みたが、内容を確認することができない法律もある。ビルマ法典が編纂された 1954 年から 2010 年下半期までの法令の情報開示は非常に限定的で、この期間の法令調査が難しいことがある。この間に改正がなされた可能性を否定できないまま回答することがある。

(5) 日本人弁護士駐在の意義

当事務所は、ミャンマーに拠点を設けていない。

大きなプロジェクトは関与できていないが、規制の枠組みを調査する範囲ならば、日本からでも十分に業務は可能だと思う。ただし、現地語を読み解くことができる必要はあると思う。現地語から直接翻訳して、法律雑誌に現地法の全文を掲載したこともある。また、実際の運用について調査が難しく、大きなプロジェクトへの関与もできていないことから、その辺りに限界を感じることもある。

2. 法律事務所

(1) 事務所の概要

準大手規模の日系法律事務所である。アジアプラクティスチームが所内で結成されており、ミャンマー関連では4名程度が関与している。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

ミャンマー法務については、2月に1個程度である。依頼者は基本的に日本企業である。

イ 案件の内容

内容としては、規制調査や監査 Due Diligence 等が中心である。その他、法整備支援関係の案件にも関与している。

(3) 業務の進め方

基本的に現地法律事務所と協力して案件を進めている。ただし、ごく簡単なアドバイスについては、協力せずとも行う可能性はある。現地事務所からのプロダクトをチェックする上で、調査可能な法律については独自にチェックする。

(4) 法令の調査方法

日本において文献を中心に調査を行っている。ウェブサイト等に公開されているものが主となってくるだろう。ただし、ミャンマーを担当している弁護士にミャンマーを含めた新興国への出向経験がある者がおり、出向先との緊密な関係で文献調査も行いやすい状況にある。

(5) 日本人弁護士駐在の意義

駐在経験があった方が良いと考える。現地の情報に近いところで執務することができ、依頼者との話のネタにもなる。

また、「現地にいる」、あるいは「現地にいたことがある」という事実そのものにより、依頼者への印象が良くなることも否定できないと思われる。

その他、現地に駐在したことがないと分からない事情も多くあると思われる。当職（ヒアリング対象者）が過去に駐在したアジアの国では、契約締結時のサインにおいて、独特な商慣習が存在した。重要な情報であったが、駐在経験がなければ、知ることはできなかったと思われる。

他方、日本における基盤となる執務経験を有することなく海外に直ちに駐在する、あるいは海外法務を取り扱うということはリスクがあると考え。海外法務においては、直接に取り扱うこととなるのは日本法ではなく海外の法律であり、法律の知識自体は、日本での執務経験の有無に関わらず、基本的にゼロから始まると思われる。もっとも、依頼者になじみのある日本法と比較しながら説明することで、依頼者の理解も高まることがあると感じており、日本法との比較法的な観点から適確に説明できることには大きな意味があり、日本での執務経験は重要である。また、日本での執務経験を通じて、法律や言語を問わず必要と思われる契約書をレビューする能力や、メモランダム・意見書等の書き方等の基本的な能力は磨かれる。かかる経験を有さずに、初めから海外法務に携わったとしても、有益な法律事務を提供できない可能性があると思われる。

また、英米法系の国における海外法務を取り扱う場合には、留学や米国等の弁護士資格で得た英米法の知識もある方が望ましい。大陸法と英米法には考え方として大きな隔たりがあり、大陸法の制度に単純に置き換えられないことがある。

その他、語学力、少なくとも英語の能力は必須になると思われる。

(6) 海外展開についての意見

今後、留学後の研修先として、アジアで経験を積みたいという弁護士が増えたと予想する。アジアで経験を積みたいと考えた場合、現在のところ、事務所の提携先となる現地の法律事務所を探すか、あるいは自分自身で問い合わせる探すか、殆どの場合そのいずれかになるものと思われる。他方、現地法律事務所における日本弁護士のニーズも徐々に高まってきているように感じられるが、彼ら自身も人材探しに苦労しているように見受けられる。アジアで経験を積みたいと考える弁護士と、現地の法律事務所における日本弁護士のニーズとをマッチングするような組織等があれば、今後の日本弁護士の海外展開もスムーズに伸びていく可能性があると考え。

また、法務省や弁護士会等において、海外展開を志望する弁護士を支援するようなスキームがあれば、なお良いと思われる。個人的には、現地法律事務所経験を経る積むうえで問題となり得る事情として、収入面や家族のケアが挙げられる。現地における成果を何らかの方法で還元してもらうことを前提に、一定の援

助を行って海外の法律事務所に派遣するような制度があれば、海外展開のハードルも低くなる可能性があると思われる。

3. 法律事務所

(1) 事務所の概要

東京において1人で独立開業している法律事務所である。

2006年ころより、ミャンマーは将来的に民主化され、いずれは開国されるものと考えていた。開国後に、進出企業のサポート業務が増えることを期待して、2011年ころよりミャンマー法の研究を続けてきた。

2011年の4月及び2012年6月にはヤンゴンに行き、現地において法律書も購入した。しかし、家庭の事情でミャンマー法研究を中断することとなり、2016年まで顕著な活動を行うことができなかった。その後、2016年8月に、単位弁護士会の国際委員会での業務をかねて、久しぶりに渡緬することができた。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

これまでは研究ベースでミャンマー法の調査を続けてきており、ミャンマーへの進出案件を具体的に携わったことがあるわけではない。

イ 案件の内容

ミャンマー法務そのものではないが、日本に居住するミャンマー人とも広く付き合いがある。現在は、月に1回、在留ミャンマー人向けの無料法律相談もやっており、ミャンマー人を代理して日本で相当数の事件に携わってきた。

過去に携わってきた案件においては、ミャンマーの不動産移転制限法の解釈が争点になった訴訟に携わったことがある。東京地裁で実質勝訴の判断が下され、相手方に控訴されたが控訴審でも勝訴して確定した。

(3) 法令の調査方法

書籍による調査を主として行うほか、ウェブサイトでも法令調査を行っている。

ミャンマー語は読めないため、日本にいるミャンマー人に訳してもらうことがある。かかるミャンマー人は法廷通訳の経験があり、その翻訳内容は信頼できると考えている。

以 上